

令和2年度高知県感染症対策特別支援融資制度要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者の事業継続を支援するために、必要な事業資金の確保の円滑化を図り、当該中小企業者の経営の安定に努める。

2 新型コロナウイルス感染症対策融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1月間の売上高等（売上高、販売数量、完成工事高及び受注残高（建設業に限る。）をいう。以下同じ。）が減少している者
- イ 新型コロナウイルス感染症に起因して、今後売上高等の減少が見込まれる者

(2) 貸付条件等

- ア 資金使途は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者が事業を継続するために必要な運転資金とする。
- イ 借換えを行う場合、既存保証付き融資は、融資額の2分の1未満とする（令和2年2月27日以降に、新型コロナウイルス感染症に起因して実行された既存保証付き融資を除く。）。